

川崎区役所及び支所の機能・体制等検討会議 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づき、支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討や支所庁舎の整備の検討等を行うため、「川崎区役所及び支所の機能・体制等検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの機能・体制の検討に関すること。
- (2) 支所庁舎等の整備の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 議長は、市民文化局に属する事務を担当する副市長とし、副議長は他の副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 検討会議を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 幹事長は、第2条に定める事項を具体的に検討するため、検討事項に係る課長級職員をもって構成する部会を設置し、その検討内容の報告を求めることができる。

- 2 部会は、別表3に掲げる者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置くこととし、幹事長が指名する職員をもって充てる。
- 4 部会は部会長が招集し、会議を主宰する。

(ワーキンググループ)

第7条 部会長は、第2条に定める事項を具体的に検討するため、必要に応じて、検討事項に関する職員をもって構成するワーキンググループを設置し、その検討内容の報告を求めることができる。

- 2 ワーキンググループに座長を置くこととし、部会長が指名する職員をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは座長が召集し、会議を主宰する。

(庶務)

第8条 検討会議及び幹事会の庶務は、市民文化局区政推進課において処理する。なお、部会の庶務は、市民文化局区政推進課及び川崎区役所総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	総務企画局長 財政局長 市民文化局長 健康福祉局長 こども未来局長 川崎区長 総務企画局都市政策部長 総務企画局公共施設総合調整室長 総務企画局行政改革マネジメント推進室長 財政局財政部長 市民文化局コミュニティ推進部長 健康福祉局総務部長 健康福祉局長寿社会部長 こども未来局総務部長 こども未来局青少年支援室長 川崎区役所副区長 川崎区役所区民サービス部長 川崎区役所地域みまもり支援センター所長 川崎区役所大師支所長 川崎区役所田島支所長
----	---

別表 2 (第 5 条関係)

幹事長	市民文化局コミュニティ推進部長
副幹事長	川崎区役所副区長
幹事	<p>川崎区役所区民サービス部長</p> <p>川崎区役所地域みまもり支援センター所長</p> <p>川崎区役所大師支所長</p> <p>川崎区役所田島支所長</p> <p>総務企画局都市政策部企画調整課担当課長</p> <p>総務企画局公共施設総合調整室担当課長</p> <p>総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長</p> <p>財政局財政部財政課担当課長</p> <p>市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長</p> <p>市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長</p> <p>健康福祉局総務部企画課長</p> <p>健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長</p> <p>こども未来局総務部企画課長</p> <p>こども未来局青少年支援室担当課長</p> <p>川崎区役所まちづくり推進部総務課長</p> <p>川崎区役所まちづくり推進部企画課長</p>

別表3（第6条関係）

（1）機能再編検討推進部会

部会長	川崎区役所副区長
副部会長	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 川崎区役所まちづくり推進部総務課長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課担当課長 財政局税務部税制課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長 健康福祉局総務部企画課長 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長 こども未来局総務部企画課長 川崎区役所危機管理担当課長 川崎区役所まちづくり推進部企画課長 川崎区役所区民サービス部区民課長 川崎区役所区民サービス部保険年金課長 川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長 川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課長 川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課長 川崎区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課長 川崎区役所地域みまもり支援センター保護第1課長 川崎区役所大師支所区民センター室長 川崎区役所田島支所区民センター室長

（2）複合施設整備・運営検討推進部会

部会長	市民文化局コミュニティ推進部長
副部会長	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長 こども未来局青少年支援室担当課長 川崎区役所まちづくり推進部企画課長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課担当課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

健康福祉局総務部企画課長
こども未来局総務部企画課長
こども未来局青少年支援室担当課長
川崎区役所危機管理担当課長
川崎区役所まちづくり推進部地域振興課長
川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長
川崎区役所大師支所区民センター室長
川崎区役所田島支所区民センター室長